会議

午前10時 0分開議

○議長(土屋 忍君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 日程により、議第9号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

〇会計管理者兼出納室長(鈴木孝子君) それでは、議第9号 指定金融機関の指定について ご説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるものとするものでございます。

指定金融機関の名称は株式会社静岡中央銀行、所在地は静岡県沼津市大手町四丁目76番地でございます。指定の期間は平成26年7月1日から平成28年6月30日まででございます。

なお、提案の理由でございますが、現在、指定金融機関としておりますスルガ銀行株式会社が、平成26年6月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので、平成26年7月1日から平成28年6月30日までの2年間、株式会社静岡中央銀行を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例改正関係等説明資料の1ページから2ページに、これまでの指定金融機関の指 定状況につきまして添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

〇健康増進課長(平山廣次君) 議第10号 下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定に ついてをご説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

あわせて、説明資料は3ページから始まり、10ページまでが本条例の説明箇所となります。 まず、本議案の提案理由でございます。

歯と口腔の健康保持を推進し、生涯にわたる市民の健康増進に寄与するため、本件を提案 するものでございます。

次の3ページをお開きください。

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。あわせて、説明資料の3ページをご覧ください。説明資料の逐条解説に沿ってご説明いたします。

本条例の第1条となります。この条例の目的について定めております。

歯と口腔の健康保持の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、施策を総合的 かつ計画的に推進し、市民の健康に寄与していくものとしています。

第2条は、基本理念でございます。ここは条文を読ませていただきます。

歯と口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、 歯科口腔保健には市民の日常生活における歯科疾患の予防等に向けた取り組みが極めて有効 であることから、歯科口腔保健の推進に関する施策は、生涯にわたる市民の自主的な努力を 促進しつつ、保健、医療、福祉、教育、その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜら れなければならないと基本理念を示すものでございます。

第3条は、市の責務として基本理念にのっとり、本市の状況に応じた施策を考え実施する 責務を有することを定めております。

次のページをお開きください。

第4条は、市民の役割について述べております。

歯科口腔保健に関する知識と理解を深めていただき、歯科口腔保健に自主的に、積極的に 取り組むことを定めております。

第5条は、医師などの関連業務に従事する者との連携のもとに適切に業務を行い、施策への協力に努めていただくことを定めております。

第6条は、基本的な施策の実施について定めております。

歯科口腔保健を推進するため、基本的な施策を9つ掲げております。ライフステージごとの特性等に応じた歯科口腔保健の推進、総合的な歯科口腔保健の推進を図り、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上等により、質の高い生活を営むことができるよう、市民の歯科口腔保健に関する自主的な取り組みを支援するための基本的な施策を示すものでございます。

次の第5ページをお開きください。

第7条は、歯科口腔保健計画について述べております。

本条は施策の総合的な実施のための方針、目標、計画、その他の基本的事項の策定及び公表について定めております。

本条による計画は、健康づくりに関する計画と調和が保たれるよう策定するものとしております。本計画の策定または変更に当たっては、下田市歯科口腔保健推進会議の意見を聞く ものとしております。

第8条は、下田市歯科口腔保健推進会議について、設置、所掌事務等について定めております。推進会議の委員、運営等は別に定めるものとしております。

第6ページをお開きください。

第9条は、財政上の措置について述べております。

市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとするものと定めております。

附則としまして、施行期日は本年平成26年4月1日より施行するとしております。

7ページと8ページには、国の法律であります歯科口腔保健の推進に関する法律、全条文 を載せてございます。

9ページと10ページは、静岡県の条例であります。静岡県民の歯や口の健康づくり条例、 全条文を載せてございます。

今回提案の本市条例は、国の法律、県の条例を踏まえて、本市の状況に合わせて制定する

ものでございます。

申しわけございませんが、議案件名簿の2ページにお戻りください。

下田市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定についての説明については、以上のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番(竹内清二君) 市民の健康を図る上で、非常にすばらしい条例ではないかなと個人的には思っております。さらには、元歯科でございます市長の魅力を十分に踏まえたという形で、今後、市民の健康増進に非常に寄与するものだと思います。

具体的には、児童あるいは乳幼児に対して今まで市民文化会館等で歯磨きの講習等々も行っておりましたが、今後、この条例の制定においてどのような形で、市民に予防ないし健康 増進という形で具体的に図られていくのかお聞かせください。

- 〇議長(土屋 忍君) 健康増進課長。
- **〇健康増進課長(平山廣次君**) 今後、この条例に基づきまして、まず計画の策定を進めていきます。

この計画につきましては、第6条の基本的な施策の実施ということで、各ライフステージ ごとに基本的な施策を述べてございます。これを推進会議の中で協議しながら、また関係機 関と協議しながら、こういった基本的な施策の具体的な事業実施を進めて健康に寄与してい きたいと考えております。

以上です。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番(沢登英信君) このような下田市の歯科口腔保健の推進に関する条例を提案されたことは、大変評価をさせていただきたいと思うわけでありますが、単なる理念条例に終わらないように、市民の口腔の健康がきっちり守られるような施策というのが当然問われてこようかと思うわけです。

そういう観点から質問をさせていただきたいと思うわけですが、第6条でございます。 基本的施策の実施ということで9点掲げております。 しかし、既にこれらのものも方針として実施がされている、そういうものだと思うんです。 それらをきっちりこの理念条例に基づいて見直していくという作業をされると、こういう理解をするわけですが、具体的に子供たちの虫歯対策についてはフッ素洗口を県も進め、市もそれを受けとめてやってきていると。

幼稚園・保育園についてはそのようなフッ素洗口がされているけれども、望まない父兄についてはそのままフッ素を入れずに水ですすぐというような形で進められているようですが、小学校の段階になりますとこれが実施されていないと。一番必要なときに実施されていないという現状がある。これらのものは、当然早急に実施をするような手だてをとっていく必要があるのではないかと思うわけです。

それで、これらのものは既に方針としては定められているのではないかと、僕は思うわけです。保健課のほうの方向としてはそういうものをきっちり定めている。しかし、教育委員会レベルではそれが学校レベルでは受けとめられずにいる。こういう当局内の矛盾といいますか、そういうものが存在して実施されていないという現状になっていると。

それから、お年寄りの課題になりますと、やはり歯周病等の対策をどうしていくのかと。 こういうことが課題になろうかと思いますが、具体的にこの9点にわたります当局の認識、 現段階がどうなっていて、この条例によってどのような方向で改善をしようとしているのか、 お尋ねをしたいと思います。

なお、この第7条によります、市長は市民の歯科口腔保健の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画として下田市歯科口腔保健計画というものを定めると。これに恐らく似たようなものは既にあるのではないかと思うんですが、それとここで定める方針との方向づけというんでしょうか、整合性というのか、そういうものをどのようにお考えになっているのか。

とりあえず2点、質問をしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 健康増進課長。
- **〇健康増進課長(平山廣次君)** まず目標と計画設定、こういった評価をしっかりしていくという、こういった考えで計画を進めていくことになります。具体的に歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠、こういったものに基づいた実態把握が可能であり、かつ具体的な目標を設定することを原則としております。

具体的な目標、計画については、現時点では今ご質問がありました今の計画がどうなっているかといいますと、下田市歯科保健計画、これが25年度までの計画になっております。来

年度、新たなこの条例に基づいて新たな計画、継続した計画をつくる、こういった予定でご ざいます。

具体的な目標、計画については、推進会議において今後確定していくわけでございますが、 歯科疾患の予防や生活の質の向上に向けた歯科機能の維持、向上、こういった目標を掲げて、 計画についてはライフステージごとの特性を踏まえたものをと考えております。高齢者は高 齢者に応じた歯科計画、成人は歯周病等をなくすための計画、幼児については虫歯をなくす、 こういった部分がありますので、こういった部分を推進会議を通じて計画を策定していく予 定でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 沢登英信君。
- **〇7番(沢登英信君)** 1から9まで、逐条的にお話しいただいたと思いましたけれども、次に質問したいと思います。

第8条の推進会議でありますけれども、下田市歯科口腔保健推進会議を置くということで、この会議の委員は市長の諮問に応じて諮問機関としてこれらのものを置く、こういう規定かと思うんですけれども、どのような方達で、この諮問会議の会議の運営規則等々のものは既につくられているのかどうなのか、どういう方々を具体的に諮問委員に予定をされているのか、そこら辺まである程度議論をされているのであれば、明らかにしていただきたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 健康増進課長。
- **〇健康増進課長(平山廣次君)** 8条につきましては、本条例が制定した後、規則等を制定する予定でございます。

現在、設置規則、こういったものを策定する予定でございますが、具体的な委員の人数、 選定方法、委員のメンバー構成、任期、会議の運営等について決める必要がございます。

なお、現在、歯科口腔保健に関する学識経験者、保育園、幼稚園、小・中学校の歯科保健 指導担当者、一般の市民等を予定しております。

なお、委員の人数については15人を予定し、当初予算に計上しております。 以上です。

- 〇議長(土屋 忍君) 市長。
- ○市長(楠山俊介君) 私この世界にかかわっておりましたので、せっかくですから少し竹内 議員のご質問も含めまして説明をさせていただきます。

ここの6条に基本的施策の実施ということで9項目あるということでありますが、歯科の

場合は先進国の中では虫歯になる子供たちというか、あるいは虫歯によって歯がなくなっていく状況が悪いほうの状況にあるということで、そして何とかこれをということで、いろいろ歯科医師会等も含めまして一生懸命にそれの予防に努めているところであります。

その結果、よくはなってはきておりますが、なかなか今までの歯科の位置づけというのは 医科に比べまして、あるいは医科の疾患のがんとか、あるいは心疾患、脳疾患、そういうも のに比べまして虫歯に対する、あるいは歯周病に対する意識づけというのは、どうしても重 きを置かなかったというところがあります。

そういう中で、行政との関係性も歯科医師会と行政、あるいは歯科医師会と学校というような、そういう単独の関係性しかでき上がってきていなかったように思われます。そういう意味からしますと、こういう総合的な組織がされて、そしてそういう人たちが集まって、歯科疾患に対してしっかりとした形で計画も練り、推進をしていくということは、本当にありがたい環境ができ上がるというふうに思っております。

特に今までは虫歯ということに関しましては、子供たちの虫歯というのが一番クローズアップされておりましたが、その辺のところはかなり行政の努力、あるいは学校の努力もありまして、あるいは家庭の意識向上もありまして少なくなっている状況でありますけれども、今問題になってきているのはまず生活習慣病との関係性ということがありまして、歯周病と生活習慣病、あるいは歯周病によって心疾患や糖尿病というものが悪化されてくるような関係性が出ております。

それから、高齢者に関しまして、高齢者の歯が喪失していくということの中で、高齢者が 二次的な病気、あるいは痴呆症というようなことが進んでいくと、そのような状況で口の管 理と全身疾患が強く結びつかれているというようなことをいわれています。また今回災害時 に、大災害におきましても、その後の歯の管理の悪さによって二次的な疾病を引き起こして いる、あるいは入れ歯のほうが例えば災害で紛失してすぐに対応できないというようなこと の中で、かめないという状況で長くいなければならないというようなこともあります。

そういう中で、歯科の位置づけというのは、全身疾患等、あるいは社会生活の中で大きな 位置づけだと認められるような時代になってきたことは本当にありがたいことで、そのため にはこういう条例をつくり、こういう組織の中できちんと対応しなければいけないというよ うな状況になりまして、こういうところにあります。

ただ、なかなか日本の中ではまだ全ての行政機関がこういう条例をつくっていただける状況ではありませんので、下田としては先進的な事例だと思いますので、何とぞご理解をして

いただきたいと思っております。

また、先ほど沢登議員からフッ素洗口の話もありますが、今、幼稚園、保育園のほうでは希望者にということでやられております。当然、効果を見ますと小学校あるいは中学までやるべきでありますし、成人にとってもやるべきでありますが、これは個人の、要するに管理ということになりますと、集団的な管理をするのが一番効率がいいのですが、なかなかフッ素洗口に関しましては、いろいろな安全性の問題や効果の問題等を全ての方に理解をしていただけないということで、世界の保健機構や日本歯科医師会、あるいは県の歯科医師会も推奨して安全性も表明しているところでありますが、なかなか個々にいきますとそれが理解されない方もいらっしゃると、なかなか集団的という形ではできないという状況ではありますので、またそういう話もこの場でいろいろ論議をしていただいて、いい環境がつくっていただければありがたいなと思っています。

以上であります。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

O税務課長(楠山賢佐君) それでは、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条 例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日に公布されたことなどに伴い、下田市税賦課徴収条例の改正に必要が生じたものであります。

その内容がお手元の下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律等が施行されたことから、本条例について所要の改正をするものでございます。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、関連する地方税法の具体的な改正 事項と市条例関係の概要について、まず説明させていただきます。

1つ目といたしまして、個人市民税関係で、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の 見直しでございます。

平成28年10月から公的年金から特別徴収する額について、毎回の額ができるだけ平均化するような見直しが行われます。年度前半の年金支払い月に徴収する仮特別徴収額が、前年度の年税額の2分の1に相当する額となるものでございます。

現行制度においては、年金支給額や所得控除の適応状況等の変化に伴い、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じることがありまして、一旦、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じた場合、翌年度の仮徴収税額は前年度の本徴収税額とされていることから、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収税額と仮徴収税額の乖離が続くことになります。特に不均衡が極端な場合、仮徴収税額が年税額を超えてしまい、還付等が必要なケースも生じております。

これらの課題は年金保険者のシステム上の制約がその大きな要因となっており、解決するためには大規模なシステム改修が必要なところであります。今般、日本年金機構を初めとする各年金保険者のご理解、ご協力をいただき、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の見直しに必要なシステム改修を行うことにより、見直しを行うこととなったものでございます。

また、市外転出者などの特別徴収方法の見直しとしまして、賦課期日後に納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も、特別徴収を継続するものでございます。現行制度では、賦課期日後に他の市町村に転出した場合、年金からの特別徴収を中止し普通徴収に切りかえているものを、特別徴収を継続するものでございます。

2つ目といたしまして、個人市民税関係で金融所得課税の一体化でございます。

平成29年度から平成28年1月1日以降の特定公社債等の該当するものとしまして、国債、 地方債、公募公社債等になりますが、その利子の所得及び譲渡所得等に税率5%(市民税 3%、県民税2%)の申告分離課税が導入され、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との間で損益通算ができるようになるものでございます。これにより広く一般的に取引されている金融証券(上場株式等と特定公社債等)から生ずる所得(利子、配当、譲渡損益)の間で、損益通算を行うことができるものでございます。

与党の税制改正大綱においては、「成長による富の創出に向けた税制措置」の一環として「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大することが課題であり、このため従来の仕組みを大幅に拡充し、10年間500万円の非課税投資を可能とする日本版 I S A の創出及び金融所得課税一体化の拡充、公社債等の利子等及び譲渡損益、損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行う」とされたことに伴う関連改正でございます。

3つ目といたしまして、地方税総則関係で行政手続条例の適用除外に関する改正でございます。

国税におきまして、全ての処分について原則として理由付記を行うことを受けまして、地 方税に関する処分についても理由を提示することとする地方税法等の一部を改正する法律が 施行されたことにより、改正するものでございます。

申請に対する処分の例としましては、徴収猶予の申請、減免申請等、不利益処分の例としましては、税の更生、税の決定、差し押さえ処分等が適用対象となるものです。

なお、その他の改正施行期日ですが、地方税法の改正等に伴う関連規定の条項ずれの修正、 文言の修正を行うものとし、施行については、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の 見直しの規定については平成28年10月1日から施行、金融所得課税の一体化への規定につい ては平成29年1月1日から施行、行政手続条例の適用除外に関する改正の規定については公 布の日から施行するものでございます。

それでは、条例改正案の内容でございますが、お手数ですが条例改正関係等説明資料の11、 12ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第22条(下田市行政手続条例の適用除外)でございますが、地方税の申請に対する処分及 び不利益処分について、行政手続条例に基づき第8条(理由の提示)、第14条不利益処分の 理由の提示の規定について理由付記を実施するため条文の改正を行うもので、第22条第1項 中、第2章の次に「(第8条を除く。)」を、第3章の次に「(第14条を除く。)」を加え るものでございます。

第47条の2(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)でございますが、先ほどご説明したとおり、賦課期日後に納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続するもので、第47条の2第1項中「を当該年度」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1項を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものでございます。

第47条の5 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) でございますが、先ほどご説明しましたとおり、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しを行うものでございます。

第1項「均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額」につきまして、仮特別 徴収税額を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当 該特別徴収対象年金取得者の前々年度の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額の2分の1に相当する額」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。

附則でございますが、附則第7条の4 (寄附金税額控除における特別控除額の特例) において、「附則第19条第1項」の次に、「附則第19条の2第1項(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の特例)」を加えるものでございます。

附則第16条の3(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)でございますが、上場株式等に係る配当所得等に関する課税の損益通算範囲について、特定公社債の利子、譲渡損益が対象に追加されたことに伴い所要の規定を整備するもので、附則第16条の3の見出し中、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額(以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等の支

等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に 規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当 等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第1項第3号及び第4号中「配当所得」を 「配当所得等」に改めるものでございます。

次の15、16ページをお開きください。

改正後の附則第19条(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例)でございますが、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴い所要の規定を整備するものでございます。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等に」を「一般株式等に」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。

改正後の附則第19条の2(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例) でございますが、前項と同じく「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に 係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したこと に伴い所要の規定を整備するもので、附則第19条の2を改正後にあります条文のように改正 するものでございます。

附則第19条の3から第20条までは、今回の地方税法改正等に伴う関連規定による削除でございます。

説明資料の25ページをお開きください。

附則第20条の2 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) でございますが、今回の地方税法改正に伴う関連規定の条項ずれの修正でございまして、附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条附則第20条とするものでございます。

附則第20条の3は、今回の地方税法改正に伴う関連規定による削除でございます。

説明資料の27、28ページをお開きください。

説明資料の27ページから30ページまでの内容で、附則第20条の4(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)でございますが、特定公社債の利子譲渡益が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の対象として追加されたため、これに関する規定を整備するもので、附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とするものでございます。

説明資料の31ページをお開きください。

附則第20条の5 (保険料に係る個人の市民税の課税の特例) でございますが、附則第20条 の4 (条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例) の改正に伴う条 項の削除でございます。

それでは、議案件名簿の8ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条 (施行期日) につきましては、この条例は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行するもので、第22条 (下田市行政手続条例の適用除外) 第1項の改正規定は公布の日から、次条 (第47条の2 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)) 第1項は平成28年1月1日から、第47条の2 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第1項及び第47条の5 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成28年10月1日から、附則第7条の4 (寄附金税額控除における特別控除額の特例)第1項、第16条の3 (上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)及び第19条 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)から第20条の5 (保険料に係る個人市民税の課税の特例)までの改正規定並びに次条第3項の規定は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2条(経過措置)でございますが、第2条第1項「平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する

個人の市民税については、なお従前の例による。」、第2項「改正後の下田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。」、第3項「新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。」ものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第11号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

- ○5番(鈴木 敬君) 全くよく理解できないのですが、大ざっぱに言って、この税賦課条例の改正によって市民税全体にはどのような影響が出てきますか。それだけ1点、教えてください。何がしかの税収増になるのか、それとも税収減になるのか、そこら辺のところだけつつお聞かせください。
- 〇議長(土屋 忍君) 税務課長。
- ○税務課長(楠山賢佐君) 今回の改正に伴い税額調定額に与える影響は少ないと思います。 今回の改正には、個人住民税の特別徴収手続の変更、見直しである点、また国の成長戦略 の一つである金融資産への投資を支援する施策である関連税制改正でありまして、直接的な 課税上の増税ではないため、市の税収に与える影響は少ないと考えます。

以上でございます。

- O議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。 沢登英信君。
- **〇7番(沢登英信君)** すみません、ちょっと理解が進みませんので質問をさせていただきたいと思います。

22条の、これは条文が変わったために変わったものなのか、内容が変わっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、次の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収、47条の2でございますけれども、これは具体的に一つの下田の例でいきますと、どのようなケースが想定されるのか。金額等を含めて本税になると幾らぐらいになったというような実例があれば、お示しいただけますと大変わかりやすいと思いますので、実例がありましたらお教えをいただきたいと思います。

47条の5は、特別徴収は転出しても徴収するんだと、こういうことからいきますと、徴収上の手続上何ら変わりがないのか、そのことによって徴収率が下がるというような心配はないのかというようなことについて、3点目にお尋ねをしたいと思います。

それから7条の4、これも同様に条文の改正であるのか、内容的なものはほとんどないと みなしていいのか。

それから、ポイントはこの16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例ということでありますが、この点をすみません、もう一度、恐れ入りますがご説明いただけるとありがたいです。具体的に10年間で500万円の投資をする、市民税を払っている市民が現実にどのぐらいの方々があって、下田市民の投資額が平均するといかほどなものか、そういうものの実態がわかればお教えをあわせていただきたいと、こう思います。

次々ですね、とりあえずここら辺で区切って、ここまでお尋ねします。

〇議長(土屋 忍君) 税務課長。

○税務課長(楠山賢佐君) 質問がちょっと多いもので、漏れがありましたらもう一度あれしていただきたいと思いますけれども。

まず、22条の下田市行政手続条例の適用除外ですけれども、これは国において行政手続上 処分等を行った場合、その理由を付記するという条例ができまして、それに対して地方税の 処分についてもその理由を提示するということでございます。ですから、例えば税のほうで いきますと、税の徴収猶予の申請があった場合とか、減免の申請等があった場合とか、また 不利益処分については税の更生、税の決定等があった場合、その部分についての理由を付記 しなさいということなわけです。ただ、今までも内容については説明等とか、また通知をしていたんですが、それをきちんとした形で整えるというふうな制度を導入するというものでございます。

続きまして、47条の2の公的年金からの特別徴収の見直しというものは、実際には年金から差し引かれたときに、前年度の年税額の2分に相当する額を徴収されていると思うんですが、それが税額が変わったときにその部分がそのまま引き継いでしまって、最終的には還付

のような状態になってしまうというふうなものでございます。

例えば、前年度が最初に6万円だった場合、6回で納めますので本徴収税額で1万円ずつ、6回で納める形になります。それが医療費控除等の増減で3万6,000円になった場合、本年度は最初の4月、6月、8月が1万円ずつ、そして10月、12月、2月が2,000円ずつで3万6,000円納める形になります。それが翌年度にまた6万円になった場合、仮徴収額は2,000円ずつ3回納めて、本徴収税額の3回の10月、12月、2月は1万8,000円ずつ納める形になります。

そうしますと、翌年度にまた同じく6万円納める場合ですと、1万8,000円を4月、6月、8月に納めて、10月、12月、2月に2,000円ずつ納めるというのが今の制度になります。そうしますと、何らかの控除だとか税額が変更された場合に徴収の部分の差額が出てしまうと。それを平準化するために、前年度の納税額の2分の1を納めるような制度にしようと。それによって、手続の事務の効率化をしようということなわけです。

これは先ほど言いましたように、年金の制度のシステム上のものが非常に大きかったもので、それを導入することによってこれを平準化していこうというふうなことでございます。

それから、市民税の税額の特別徴収から普通徴収に転出した場合になるわけですけれども、 特別徴収であれば何らかの形の、その納期の部分も含めて納めやすいんですが、普通徴収に なりますと納期が通常ですと4回しかありませんので、時期によってはその税額の部分が大 きくなったりとかという部分の納めやすさ、納めにくさという点があるので、それが特別徴 収として続くと。それによって手続も、納税額についても負担が少ないというふうなものが、 転出した場合の方への配慮を行うというものでございます。

もう一つ、金融所得の課税方法の見直しの関係でございますけれども、これはあくまでも その資産運用をしやすいために、今までの損益通算のできる範囲を拡大して、株式なりの取 引のものを新しいものに投資を導いていこうというものでございます。今までは現行の損益 通算の範囲というのは、上場株式等で配当とか譲渡損益だけしかなっていなかったんですが、 それを特定公社債等の、例えば利子とか譲渡損益まで入れて拡大した中で、損益通算をする ことによって税上の有利性を引き出した中で、そういうふうな投資に向けようというもので ございます。

ですので、何らかに、その市民税の部分の課税とか、何らかの所得の申告上の中でそれを やっていくということです。特定公社債等というのは、先ほどもちょっと言いましたけれど も、国債とか地方債とか上場された社債などや、公募公社債の投資信託の受益権というもの までが規定されています。今まで上場株式だけだったものについて、ほかのものについても 何らかの損益通算をすることによって投資をしやすくしようというものでございます。

それから、下田市の当市の部分の内容というか、その税額等については、現在では細かい 内容は今の中ではちょっと把握しておりません。

もし漏れがありましたらもう一度、教えていただければと思います。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。
- ○議長(土屋 忍君) ただいま議題となっております議第11号議案は、総務文教委員会に付 託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時 6分再開

○議長(土屋 忍君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第12号 下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(佐藤晴美君) それでは、議第12号 下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案件名簿の9ページをご覧ください。

下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、椎原公民館及び北湯ケ野公民館を廃止し、あわせて字句の整理 を行うためでございます。

まず、今回の一部改正条例となる経緯をご説明させていただきます。

平成26年4月1日付で椎原公民館及び北湯ケ野公民館を廃止するため、平成25年12月定例

会で議決をいただいた下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例のうち、下田 市立公民館設置管理条例の改正部分を改正させていただく必要が生じました。

下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例につきましては、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へかわることを受け各施設の使用料の改正を行ったもので、この条例の制定の議決は平成25年12月12日にいただき、同日公布し、施行日は平成26年4月1日となっております。

そのうち、公民館の改正規定につきましては、下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を 改正する条例の第2条に規定をしておりまして、内容につきましては、1つ目は公民館の位 置について表現を改めるもの、2つ目は減免する場合の端数の取り扱いのただし書きを加え るもの、そして3つ目は現行の料金を消費税率の改正を反映させた新料金に改める表の改正 の3点になります。今回の公民館の廃止に伴って、1点目と3点目について改正をさせてい ただくものでございます。

恐れ入りますが、説明資料の33ページ、34ページをご覧ください。

公民館の名称と位置を示す表につきましては、位置の表現を改める以外に椎原公民館と北 湯ケ野公民館を削除するため、位置の表現の改正も行い、廃止する椎原公民館と北湯ケ野公 民館を削除した表に改めるものでございます。

公民館の使用料の表につきましては、椎原公民館と北湯ケ野公民館を廃止するため、その他の公民館の料金を新料金に改める必要がなくなりますので、36ページのとおり、下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の改正後の新しい料金表について、その他の公民館の項を削除した表と入れかえるというものでございます。

また、前回の一部改正条例において料金単位の記載が漏れておりましたので、全ての料金の後ろに円を入れた表として改正をさせていただくものでございます。まことに申しわけございませんでした。深くおわびを申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の12ページをご覧ください。

附則の規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

大変雑駁でございますが、以上で議第12号 下田市外ケ岡交流拠点施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番(沢登英信君) 椎原公民館及び北湯ケ野公民館を廃止するという内容の条例かと思う んですが、椎原地区の方及び北湯ケ野地区の方々と、どのような話し合いをされて、どうい うことになっているのか、第1点、お尋ねをしたいと思います。

そして、公民館として活動されてきたこの施設がなくなることによって、この北湯ケ野の 人たちや椎原地区の人たちのコミュニティーの活動は、どこでどのように保障がされること になるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(土屋 忍君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(佐藤晴美君)** まず、北湯ケ野区、椎原区との協議の内容でございますけれ ども、それぞれ今まで区長さん、それから区の総会等にも参加をさせていただいて、ご説明 をさせていただいたところでございます。

その結果といたしまして、まず北湯ケ野公民館におきましては、平成26年度2月21日に市 有財産譲与仮契約書を締結させていただいたところでございます。それから、現在の修繕と いたしましては、区と協議の上で修繕の箇所を決め、内容といたしましては屋根の修繕、畳 の取りかえ、それから床下の修繕、トイレ改修等ということで、2月22日から工事を開始し ております。

それから、北湯ケ野区につきましては、その後集会所として区が直営で管理、運営をしていただくことになっておりますので、地域のコミュニティーにつきましては、その集会所において行っていただくものと考えております。

それから、椎原公民館でございますけれども、椎原公民館につきましても、今まで区長さん、それから区の総会等でも諮っていただいた中で、譲与を受けると言いますか、一部解体して一部残すという形で譲与を受けるということでお答えをいただいております。

椎原区につきましては、一部残った部分を倉庫として利用すると。そして集会施設としましては近くに基幹集落センターがありますので、そちらを利用するということで区長様からお答えをいただいておりますので、地域のコミュニティー等については、区の会合等はそちらで行っていただくものと考えております。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(長友勝範君) それでは、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正 する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津 波から一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に係る道路占用料の額を定め、あ わせて所要の改正を行うものでございます。

条例関係等説明資料の37ページ、38ページをお開きください。

左のページが改正前、右のページが改正後となっておりまして、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

左ページ中段「令第7条第2号」を右ページ「令第7条第4号」に、また38ページ、その下になりますが、「令第7条第2号に掲げる工作物」「占用面積1平方メートルにつき1年」「1,500円」、「令第7条3号に掲げる施設」「占用面積1平方メートルにつき1年」「Aに0.025を乗じて得た額」を追加するものでございます。また37ページ「令第7条第2号」を「令第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、また「7条第4号」を「7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改めるものでございます。

議案件名簿の15ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第13号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番(竹内清二君) 先ほども課長のほうからお話がありましたとおり、道路法の施行令改正に伴う条例改正だと思いますが、施行令の第7条第2号から第7号に関しての項目がございます。

先ほど課長のほうからお話がありました再生エネルギーの関連の設備、あるいは避難設備 等々のものだと思うんですけれども、これの第5号から第7号のそれぞれの工作物や施設等 についてご説明をお願いします。

[発言する者あり]

- ○1番(竹内清二君) ごめんなさい、第2号から第7号までのそれぞれの施設、あるいは工作物等々の内容についてご説明をお願いいたします。
- 〇議長(土屋 忍君) 建設課長。
- **〇建設課長(長友勝範君)** 道路法施行令の2号から7号ということでございますか。 [「はい」と呼ぶ者あり]
- ○建設課長(長友勝範君) 第7条の1項2号でございますが、2号が太陽光発電設備及び風力発電設備となります。第3号が津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設となっております。第4号につきましては、工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用の施設となっております。第5号につきましては、土石、竹木、瓦その他の工事用材料ということになっております。第6号につきましては、防火地域内に存する建築物を除去して、防火地域内にこれにかわる建築物を耐火建築物として建築する場合、この建築物の工事期間中の建築物にかえて必要となる仮設店舗、その他仮設建築物ということになっております。7号につきましては、再開発法に基づく市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者に対しまして、当該施行区域内にこの工事中に居住するために、一時収容するために必要な施設ということになっております。

以上でございます。

- **○議長(土屋 忍君)**ほかにございませんか。伊藤英雄君。
- ○3番(伊藤英雄君) 具体的なイメージがちょっとわかないんだけれども、提案理由を読みますと市道の上に太陽光発電設備、風力発電設備、あるいはその一時的な避難場所を民間業者が市道の上につくると、こういうことを想定しての条例変更なんですか。

- 〇議長(土屋 忍君) 建設課長。
- **〇建設課長(長友勝範君)** 必ずしも市道の上とは限らないと思います。道路区域が車線以外のところもかなり広い場合もありますので、そちらのほうの占用もあろうかと思います。また道路上の施設としましては、津波避難施設としまして吉田町のようなものがありまして、道路管理者以外が設置すれば占用の手続が必要となりますので、民間に限ったものではないということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(土屋 忍君) 伊藤英雄君。
- ○3番(伊藤英雄君) 大まかわかったんですが、その道路以外のところとは、具体的にはど ういうところをイメージしたらいいですか。
- 〇議長(土屋 忍君) 建設課長。
- **〇建設課長(長友勝範君)** イメージとしては、車線以外の休憩施設とか道路区域が広がった ところがありまして、車線以外の部分についてをイメージしていただければよろしいかと思 います。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(土屋 忍君) 次は、日程により、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長(土屋範夫君) それでは、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございまして、提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令の一部改正によるためでございます。

概要でございますが、消防団員等の公務災害補償につきましては、本条例により損害補償 を受ける権利、損害補償の種類、補償基礎額等が規定をされているところでございます。

損害補償の種類といたしましては、療養補償、休業補償、傷病補償年金、それから障害補 償、この中には年金、一時金も含まれております。次に介護補償、遺族補償、遺族補償年金、 遺族補償一時金、葬祭補償の、大別しますと7種類の損害補償がございます。

このたびの一部改正は、以上申し上げました種類のうち介護補償に係る条文に関する部分で、国において地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成26年4月1日から施行されることとなっております。

また、同法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が平成25年11月27日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正についても平成26年4月1日から施行されることとなりました。これにより、これらの法律及び政令の施行に伴い、本条例にかかわる条文を整備するため、17ページの本条例案のとおり提出をさせていただいたものでございます。

次に、改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の39ページ、40ページをお開き 願います。

先ほど述べました補償種類のうちの介護補償を規定している条文でございまして、改正部分は見出しが介護補償で第10条の2、第1項第2号中のアンダーラインを引いてある箇所が、今回改正をさせていただくところでございます。

改正の要点ですが、これは地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が閣法として平成24年3月に閣議決定をされ、同年4月に衆議院にて修正可決、同年6月に参議院にて可決成立、同月27日に公布をされ、平成26年4月1日に施行されました。この整備に関する法律の中で、アンダーライン部分の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項を削るとされたため、5条第12項が5条第11項に繰り上がりとなったものでございます。

以上により、関係する法律等の一部改正により連動する箇所について条文を整備させていただくものでございます。なお、今回の本条例改正におきましては、補償内容や補償費の改正はございません。消防団員等への公務災害補償につきましては、現行の規定のとおり扱うものでございます。

それでは、議案件名簿の本文17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するとするものでございます。

なお、下田市におきましては、この消防団員等公務災害補償条例により補償をしている遺 族補償の取り扱いが2件ございます。

以上で、議第14号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長(土屋 忍君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散会前ではございますが、皆様に黙禱をお願いしたいと存じます。

東北地方太平洋沖地震が2011年3月11日14時46分に発生し、甚大な被害となりました。 この東日本大震災発生から3年が経過いたします。この震災によりお亡くなりになられた 多くの皆様のご冥福をお祈りするため、黙禱をささげたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙禱、始め。

[黙禱]

○議長(土屋 忍君) 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時31分散会